

令和4年6月17日

環境生活部廃棄物指導課

043-223-3799

## 香取市内の残土許可事業場に搬入された土砂に係る フッ素の土壤環境基準超過について

- 香取市内の残土許可事業場の定期検査において、当該許可事業場に搬入された土砂から土壤環境基準を超えるフッ素が検出されました。
- 当該許可事業場の土砂には、県の残土条例に基づき許可した成田市内の特定事業場において平成10年以降に不適正に埋め立てられた土砂（一部）について、県が本年1月～3月に行政代執行として撤去（令和元年11月18日報道発表（参考2））した土砂が多く含まれており、早急に、フッ素が基準を超過している箇所を絞り込んだ上で撤去する必要があるため、県において詳細調査を実施します。
- なお、本事案により判明したフッ素を含んだ土砂により、直ちに周辺環境（周辺住民の健康被害や地下水汚染など）に影響を及ぼすものではありません。

### 1 概要

#### （1）定期検査（県残土条例に基づき実施したもの）の対象土砂について

- ・ 検査日：令和4年4月26日（結果判明日：5月19日）
- ・ 面積：4,400 m<sup>2</sup>
- ・ 土量：23,366.5 m<sup>3</sup>（うち県が行った代執行に係る土砂は15,088.5 m<sup>3</sup>で、その他、複数事業者からの土砂も搬入されている。）
- ・ 県分土砂の搬入元（代執行現場）：成田市地蔵原新田地先
- ・ 搬入先（残土許可事業場）：香取市大崎地先

#### （2）フッ素の基準超過（2箇所の検体）について

- ・ 当該許可事業場の定期検査で、試料採取された地質2検体（2箇所）から土壤環境基準（0.8mg/L）を超えるフッ素（①0.88mg/L、②0.91mg/L）が検出されました。
- ・ 代執行現場（成田市内）における搬出前の土砂の検査結果は、基準値内（4検体：0.32～0.49mg/L）でした。
- ・ 当該許可事業場には、他に複数事業者からの土砂が搬入されていますが、搬出前の検査ではいずれも基準値内でした。

#### 【定期検査の概要】 ※参考1（上段）参照

- ・ 根拠条例：千葉県残土条例
- ・ 検査頻度：4か月毎に1回実施
- ・ 検査方法：許可事業者が、県職員立会いのもと、3,000 m<sup>2</sup>ごとに1検体の土砂と、場内の1箇所での排水を採取し、検査を行います。（土砂採取は平面方向と深さ方向を変えた5箇所の土砂を均等に混合し、1検体とします。）

## 2 フッ素による周辺環境への影響

### (1) 健康への影響について

- ・ フッ素の土壤環境基準 (0.8mg/L) は、斑状歯 (歯のエナメル質が白く濁って見える症状) の発生予防の観点から設定されています。  
※ 70年間、毎日1日2Lの地下水を飲用することを想定
- ・ 急性毒性については、吐き気、腹部不快感等の症状が出る可能性があります、**本件事案は、急性毒性が懸念される汚染レベルではありません。**  
※ 体重50kgの大人が一度にフッ素濃度2.0mg/Lの水を50L摂取した場合の症状

### (2) 地下水への影響について

- ・ 当該許可事業場においては、残土搬入開始からこれまでの間に (平成31年4月～令和4年1月)、県職員立会いの下で9回 (4か月に1回) の定期検査が行われており、いずれの検査でも基準超過は確認されていません。  
(定期検査済み土量: 計257,073.5 m<sup>3</sup>)
- ・ フッ素による地下水汚染は数十年以上の期間を要するところ、今回、基準超過が判明した箇所の埋立ては令和4年1月から半年以内と最近であり、本件のフッ素超過のレベルも勘案すると、**現時点で、周辺の井戸水に影響を及ぼしているとは考えられません。**  
※ 環境省が示した、土壤汚染対策法に係る「地下水汚染が到達し得る距離」の考えでは、計算ツール上、汚染源地下水濃度30mg/Lを想定した場合、300m先の井戸水が基準を超過するには100年を要するとされています。

## 3 県の対応方針について

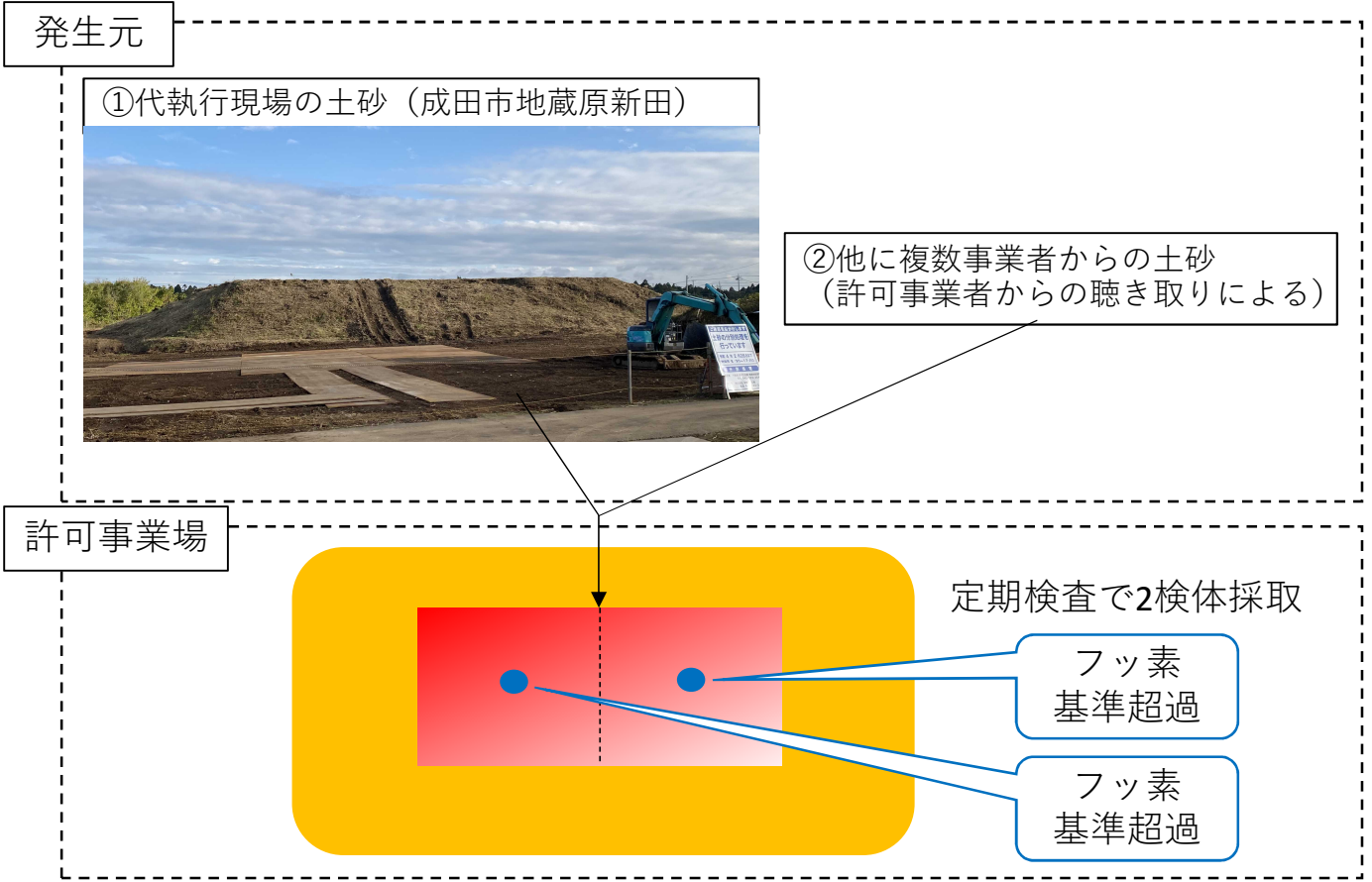
### (1) 基準超過土砂の絞込み調査の実施等

- ・ 県が行政代執行として土砂を搬入した発生元事業者であることを踏まえ、フッ素が基準を超過している箇所を絞り込むための詳細調査を、早急に実施します。(6月下旬に着手予定) ※参考1 (下段) 参照
- ・ 調査の結果を踏まえて、必要な対応について検討します。

### (2) 周辺住民への説明会の実施

- ・ 周辺住民を対象に、基準超過の状況、健康への影響の有無、調査の内容等についての説明会を実施します。(令和4年6月下旬～7月上旬頃に実施予定)

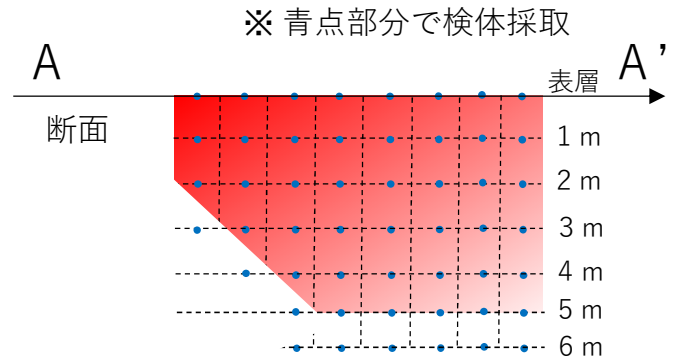
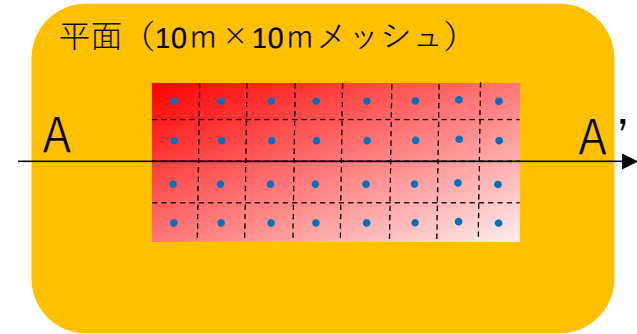
【参考（本件土砂の全体像）】



今後の対応策

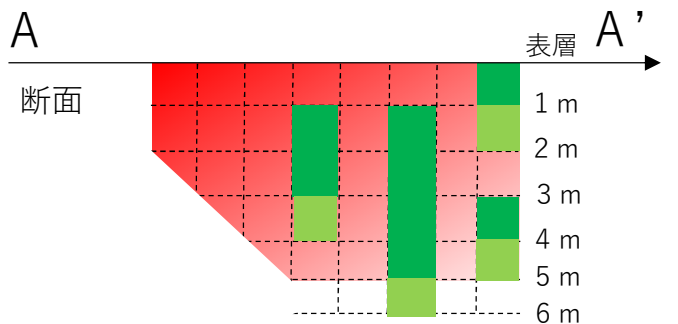
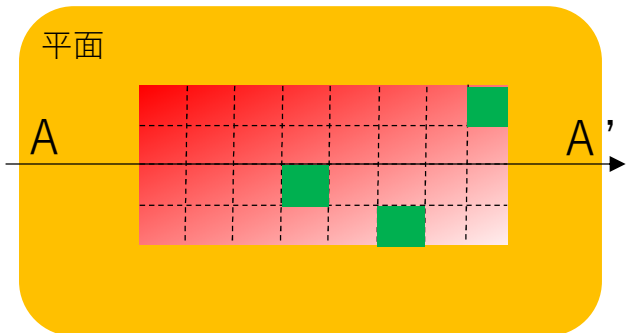
① 絞込み調査

→ 今後、早急に着手（約200～300検体）



② 撤去

→ 絞り込まれた汚染土砂を汚染土処理施設へ撤去



■ … 基準超過区画（撤去範囲）

■ … 基準超過区画の下層（撤去範囲）

令和元年11月18日

環境生活部廃棄物指導課

043-223-2641

## 成田市成井及び地蔵原新田地先の残土埋立てに係る 行政代執行の実施について

県の残土条例に基づき許可した特定事業場における残土の超過埋立てにより、大雨の際に隣接する土地に滞水が生じていることから、事業者に対し超過残土の撤去等を命じましたが、履行期限を過ぎても是正されないため、行政代執行法第2条の規定により、周辺地域における浸水被害を防止するために必要な排水路設置工事を行政代執行により実施します。

### 1 行政代執行の概要

(1) 場所 成田市地蔵原新田字愛宕原27-2ほか(別添位置図のとおり)

(2) 行政代執行の内容

特定事業場の周辺地域の浸水被害を防止するため、排水路の設置工事を実施する。

(3) **工事着工の日時 令和元年11月21日(木) 午前8時**

※当日は排水路掘削の準備工として樹木の伐採作業を行う予定です。現地での取材を希望する場合は、20日(水)午後5時までに廃棄物指導課残土・再生土対策班(小原・森本)まで連絡をいただければ、現地案内を配布します。

### 2 特定事業場の概要

(1) 事業者 有限会社藤田興業(酒々井町本佐倉)

(2) 事業区域 成田市地蔵原新田字愛宕原27-2ほか9筆

(3) 許可期間 平成10年12月15日から平成12年10月31日まで

(4) 事業区域面積 14,606.21平方メートル

(5) 区域外の埋立て面積 約8,360平方メートル

(6) 超過土量

ア 区域内 約24,000立方メートル

イ 区域外 約49,000立方メートル

(7) 違反内容 区域外埋立て、計画高以上の盛土、雨水排水施設の未整備等

### 3 これまでの主な経緯

- (1) 残土条例の許可期間中に事業者により区域外埋立てや計画高以上の盛土が行われたため、事業者に対して計画を超過した土砂等の撤去及び雨水排水施設の整備等を指導していたが、事業者は指導に従わなかった。
- (2) 平成25年10月の台風で周辺の田畑が冠水し、民家の塀が傾く被害が生じた。
- (3) 平成28年12月20日に、住民から県に陳情書が提出された。
- (4) 平成29年9月1日付けで、事業者に残土条例第23条第2項の規定による措置命令を行った（履行期限：平成30年3月26日）。
- (5) 平成29年12月議会において、住民から提出された被害防止を求める請願が採択された。
- (6) 平成30年3月16日付けで、事業者に対し行政代執行法第3条第1項の規定による戒告を行った（履行期限：平成30年7月31日）。
- (7) 令和元年台風15号、19号及び21号の影響により、周辺の田畑が冠水した。
- (8) 令和元年11月12日付けで、事業者に対し行政代執行法第3条第2項の規定による代執行令書を交付した。
- (9) 令和元年11月21日から行政代執行の工事を開始する。

#### ○行政代執行法

##### 〔代執行〕

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

※この現場について残土条例に基づく措置命令が履行されない状態のままとすることは、周辺地域に滞水による浸水被害を発生させるおそれがあることから、「その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に該当すると判断されたものである。

